

使用済自動車の再資源化等に関する法律  
(自動車リサイクル法) に基づく  
解体業、破砕業許可申請及び届出様式

三 重 県

(令和3年1月)

申請される許可の種類ごとに、下記の申請書及び添付書類を提出してください。

提出する書類	解体業 新規	解体業 更新	破砕業 新規	破砕業 更新	破砕業 変更許可
解体業許可申請書（様式第五1～3面）	○				
解体業許可の更新申請書（様式第五1～3面）		○			
破砕業許可申請書（様式第八1～3面）			○		
破砕業許可の更新申請書（様式第八1～3面）				○	
破砕業の事業の範囲の変更許可申請書（様式第十1～3面）					○
添付書類					
1 事業計画書及び収支見積書【様式1（解体又は破砕）】 1-1 事業の全体計画 1-2 使用済自動車等（又は解体自動車等）の受入実績及び計画 1-3 解体（又は破砕）実績 1-4 解体（又は破砕等）能力 1-5 保管の状況 1-6 年間収支見積書	○	○	○	○	●
2 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。） 【様式2（解体又は破砕）】の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付	○	△	□	△	●
3 2の施設の所有権又は使用権限を有することを証する書類 3-1 公図 3-2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 3-3 所有権がない場合は、賃貸借契約書、施設使用承諾書の写しなど	○	△	○	△	●
4 申請者が個人である場合 4-1 住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載のもの</u> 。） 4-2 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
5 申請者が法人である場合 ・定款又は寄附行為 ・商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	○

提出する書類	解体業 新規	解体業 更新	破砕業 新規	破砕業 更新	破砕業 変更許可
6 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載のもの。</u> ）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がある場合 7-1 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類 7-2 これらの者が個人である場合には住民票の写し及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 7-3 これらの者が法人である場合には商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
8 申請者に令第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載のもの。</u> ）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
9 申請者が未成年者である場合 9-1 法定代理人の住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載のもの。</u> ） 9-2 法定代理人の精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
10 申請者が法62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面【様式3（解体・破砕）】	○	○	○	○	○
11 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準作業書</li> <li>・他都道府県市において解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業許可を取得している場合には、その許可証等の写し（申請中である場合には、申請書等の鑑の写し）</li> <li>・申請者に代わって行政書士が申請等の手続きを行う場合にあっては、申請者からの委任状</li> <li>・三重県における現有許可証（自動車リサイクル法及び産業廃棄物処理法）の写し</li> </ul>	○	○	○	○	○

(留意事項)

- ①添付書類の「△」については、変更のある場合にのみ添付が必要です。
- ②添付書類の「□」については、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けたものにあつては、様式2以外の書類は不要です。
- ③添付書類の「●」については、変更に関するものの添付が必要です。
- ④「精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書（成年後見等の登記されていないことの証明書）を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。
- ⑤住民票の写し、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)等発行日のある添付書類については申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。  
なお、申請日前に記載内容に変更があつた場合には、3ヶ月以内に発行されたものであつても、変更後のものを添付してください。  
これらの書類は、原本を提示していただくことで、写しの提出を可とします。（原本は照合を行ったのち、その場でお返しします。）
- ⑥標準作業書の作成に当たっては、「自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン」が環境省  
HP (<http://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/040226document.pdf>)  
に掲載されていますのでご活用ください。
- ⑦その他、申請書及び届出書の備考欄の記載事項に留意してください。

○ 先行許可証の添付による添付書類の省略

新規許可・変更許可申請時のみ、他府県等において許可された解体業又は破碎業若しくは産業廃棄物処理業等の許可証の原本の提示（写しの提出）していただくことにより、「※」のついた添付書類を以下の表のとおり省略することができます。

（注意）更新許可申請の場合、先行許可証は使えませんので、「※」のついた添付書類の省略はできません。

原本を提示する許可証の種類	省略することができる添付書類
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物収集運搬業許可証</li> <li>・ 産業廃棄物処分業許可証</li> </ul> <p>上記許可証は、新規許可、変更許可、更新許可のいずれでも結構ですが、許可日から5年を過ぎていない許可証に限ります。</p> <p>また、上記許可証については、「規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」（この規定による添付書類の省略をしないで許可を受けたもの）のものに限ります。</p>	<p>添付書類4、6、7、8、9のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票の写し</li> <li>②法人株主、法人出資者の商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>③精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</li> </ul> <p>申請者である法人の商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は省略できません。</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体業許可証</li> <li>・ 破碎業許可証</li> </ul> <p>上記許可証は、新規許可、変更許可、更新許可のいずれでも結構ですが、許可日から5年を過ぎていない許可証に限ります。</p> <p>また、上記許可証については、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」が「無」（この規定による添付書類の省略をしないで許可を受けたもの）のものに限ります。</p>	<p>添付書類4、6、7、8、9のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票の写し</li> <li>②法人株主、法人出資者の商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>③精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</li> </ul> <p>申請者である法人の商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は省略できません。</p>

# 解体業及び破砕業変更届出について

## 1 変更届出書の提出先及び提出部数

変更日から30日以内に正本1部、控え1部（受付印を押印後、返却します。）を当初に許可申請（又は届出）を行った環境室へ提出して下さい。変更届は原則として提出先へ持参して下さい。

ただし、遠隔地等でやむを得ず郵送する場合は、返信用封筒（A4版封筒に送付先を記入し、控え郵送分の切手を貼付したもの）を同封して下さい。なお、住所・会社名・代表者名等許可証記載事項の変更の場合は許可証の書き換えを行いますので、書き換え後の許可証（新許可証）の郵送を希望される場合には、控え及び新許可証の郵送料に簡易書留料（310円）分の切手を上乗せして貼付して下さい。また、失効した許可証（旧許可証）については、すみやかに返納して下さい。

## 2 変更届添付書類

変更事項		添付書類
各事項 共通		法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことの誓約書
住所（注1）	法人の場合	①定款又は寄附行為 ②商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③許可証（原本）
	個人の場合	①住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注3） ②許可証（原本）
事業所の名称及び所在地（※）		①変更のあった事業所に関する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図（当該施設が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。） ②施設の所有権又は使用権限を証する書類
氏名又は名称	法人の場合	①定款又は寄附行為 ②商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③許可証（原本）
	個人の場合	①住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ②許可証（原本）
代表者（法人の場合）		①定款又は寄附行為 ②商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③許可証（原本）
役員の氏名又は住所（法人の場合）		①役員等新旧対照表（変更届出書に直接記載する場合は省略可） ②住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ③商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注1、注2）②については、新たに追加された者のみ添付すること。
政令で定める使用人又は法定代理人の氏名又は住所（法人の場合）		①役員等新旧対照表（変更届出書に直接記載する場合は省略可） ②住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注1、注2）②については、新たに追加された者のみ添付すること。

事業の用に供する施設 (保管の場所を含む。) (※)	①変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該付近の見取り図(当該施設が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。) ②所有権又は使用権限を証する書類(売買)  注) 変更又は新たに追加された施設のみ添付すること。
株主又は出資者<全体の百分の五以上>の氏名、名称、住所 (法人の場合)	①株式の数又は出資の金額を記載した書類 ②住民票(本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。)及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ③商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(株主又は出資者が法人の場合)
標準作業書の記載事項	変更後の標準作業書(変更部分のみ。変更箇所がわかるようにすること。)(なお、変更届出書に変更内容が記載できる場合には、添付不要。)
他に受けている解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業の許可番号(申請中の場合は申請年月日)	変更のあった業の許可証の写し(変更許可申請中である場合には、当該申請書の鑑の写し)
解体業又は破砕業を行おうとする事業所以外の場所で積替え又は保管を行う場合、当該場所の所在地、面積、保管量の上限 (※)	①当該場所及び積替え・保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 ②当該場所及び積替え・保管施設の所有権又は使用権限を有することを証する書類(公図、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、賃貸借契約書の写し、施設使用承諾書の写しなど)
破砕業の用に供する施設について、廃棄物処理法上受けている施設許可の年月日及び許可番号	変更後の施設に係る許可証の写し

※ なお、事業所の所在地、事業の用に供する施設の概要、解体業又は破砕業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車、解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場所を変更する場合は、事前に本社(ただし、本社の所在地を管轄する環境室管内に事業所を有しない場合、又は、県外に本社を置く場合には、県内の代表的な事業所)を管轄する環境室にご相談いただきますようお願いいたします。

- (注1) 上記商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、住民票、登記事項証明書については届出日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。
- (注2) 新しい代表者が役員としても新規に追加される場合には、両方の添付書類を提出すること。(ただし、重複するものについては1通でよい。)
- (注3) 「精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書(成年後見等の登記されていないことの証明書)を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

解体業 許 可 申 請 書  
許可の更新

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 年 月 日	

年 月 日

三重県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請の年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請の年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	(郵便番号)	

役員の氏名及び住所 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所 (当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所 (未成年者である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△ 手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. 事業計画書及び収支見積書

様式1 (解体) (県様式)

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。)

(フロー概要図を添付)					
業務時間		従業員数	人	休業日	

1-2. 使用済自動車等の受入実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	今後の年間計画
受入台数	台	台	台	台
主な受入先				

1-3. 解体実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 解体能力

1 日 当 处 理 能 力	稼 働 予 定 日 数	年 間 处 理 能 力
台/日	日	台

1 - 5 . 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で ( ) に記入すること。

1 - 6 . 年間収支見積書

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月 ))		今後の見込み (年間)	
		年度	(1 台当)	年度	(1 台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

- (注) 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 支払利息のみの場合又は支払い利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。  
 3 今後の見込み「経常利益」がマイナスとなる場合には、別途、5年間の長期収支見積書を提出すること。

事業の用に供する施設の概要 (解体業)

[規則第57条第1号に掲げる施設基準適合状況]

解体作業場以外の場所	使用済自動車又は解体自動車を保管する場合の当該場所の周囲の囲い及びその範囲	
	油等が漏出するおそれのある使用済自動車又は解体自動車を保管する場合の廃油、廃液の流出・地下浸透防止措置	
	燃料の抜取 (回収) 作業における廃油の流出・地下浸透防止措置	
	分離した部品のうち廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合の措置	
解体作業場	燃料以外の廃油、廃液の回収装置	
	廃油、廃液の地下浸透防止措置	
	廃油の流出防止措置	
	雨水等による燃料以外の廃油、廃液の流出防止措置	
その他設備の概要		
備考	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び公図、施設付近の見取図を添付	

(第1面)

様式第八 (第六十条関係)

破 碎 業 許 可 申 請 書  
許可の更新

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 年 月 日	

年 月 日

三重県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名称		
所在地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	(郵便番号)	
役員の名及び住所 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所 (当該使用人がある場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	役職名	住所
法定代理人の氏名及び住所 (未成年者である場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏名	住所	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)		
(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額

## 標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△ 手数料欄	

備考

- 1 △印の欄は、記入しないこと。
- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成 年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	(郵便番号)

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

## 標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合 にあつては、解体自動車の破砕前処 理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつ ては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限 る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつ ては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつ ては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検 の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
  - 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. 事業計画書及び収支見積書

様式1 (破碎) (県様式)

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。)

(フロー概要図を添付)					
業務時間		従業員数	人	休業日	

1-2. 解体自動車等の受入実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
受 入 台 数	台	台	台	台
主 な 受 入 先				

1-3. 破碎実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 破 碎 等 能 力

1 日 当 处 理 能 力	稼 働 予 定 日 数	年 間 处 理 能 力
台 / 日	日	台

1 - 5 . 保 管 の 状 況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 (m <sup>3</sup> ) ( 台)	保管量の上限	(m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> )
現在保管量	台 (m <sup>3</sup> ) ( 台)	現在保管量	(m <sup>3</sup> ) ( m <sup>3</sup> )

1 - 6 . 年 間 収 支 見 積 書

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月 ))		今後の見込み (年間)	
		年度	(1 台当)	年度	(1 台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (解体自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

- (注) 1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 支払利息のみの場合又は支払い利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。  
 3 今後の見込み「経常利益」がマイナスとなる場合には、別途、5年間の長期収支見積書を提出すること。

## 事業の用に供する施設の概要 (破碎業)

[規則第62条第1号に掲げる施設基準適合状況]

解体自動車 保管場所	解体自動車の保管場所の囲い及び その範囲	
破碎前 処理施設	処理施設の種類 (許可の要否)	
	処理方式	
	処理能力 (t、台/日) 1日の稼働時間 (h/日)	
	設置場所	
	設置年月日	
	破碎前処理を行う場合、廃棄物の飛 散及び流出、騒音及び振動の防止に 関する措置	
破碎処 理施設	処理施設の種類 (許可の要否)	
	処理方式	
	処理能力 (t、台/日) 1日の稼働時間 (h/日)	
	設置場所	
	設置年月日	
	破碎処理を行う場合、廃棄物の飛散 及び流出、騒音及び振動の防止に関 する措置	
技術管理者		
破碎残 さの保 管場所	破碎残さの保管場所の容量	
	破碎残さの保管場所 (汚水の地下浸 透防止措置)	
	破碎残さの保管場所から出るおそ れのある汚水による公共用水域、地 下水汚染防止措置)	
	雨水等による汚水の事業所からの 流出防止措置	
	破碎残さの飛散・流出防止措置	
その他の施設の概要		
備考	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及 び公図、施設付近の見取図を添付	

誓 約 書

私（当法人）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しない（使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項第2号に適合する）ことを誓約します。

年 月 日

申請者

三重県知事 あて

【欠格要件】

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から5年を経過しない者
- ハ ・使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令（フロン類法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く）に違反した者
- ・刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）及び暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 解体業・破碎業、一般廃棄物収集運搬・処分業、（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業、浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者〔法人にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条（不利益処分を受ける者への聴聞の通知）による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。〕
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で、暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

《参考》

- ◎ 「禁錮」とは、原則として1ヶ月以上の自由の剥奪（拘禁）を内容とする刑罰であり、労働を強制されないもの。
- ◎ 「禁錮以上の刑」とは、禁錮、懲役、死刑のことをいう。
- ◎ 「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とは、刑法第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法第8条により刑の執行の免除を受けてから5年（免除を受けた日の翌日から起算する）を経過しない者等。なお、刑の執行猶予の言い渡しを受けた者がこれを取り消されず猶予の期間を経過したときは、刑の言い渡しの効力そのものが失われることになることから経過した翌日から申請ができることとなる。
- ◎ 「執行を終わり」とは、現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなく刑期を経過した場合をいう。
- ◎ 「暴力団員等」とは、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

# 長期収支見積書

(法人用)

(単位： 円)

項目 \ 期間	~	~	~	~	~
A 売上高 (内訳は下記)					
B 売上原価					
C 売上総利益 (C=A-B)					
D 販売費及び一般管理費					
E 営業外収益					
F 営業外費用					
G 経常利益 (G=C-D+E-F)					
H 特別利益					
I 特別損失					
J 税引前当期利益 (J=G+H-I)					
K 当期利益					
L 流動資産					
M 固定資産					
N 繰延資産					
O 資産合計 (O=L+M+N)					
P 流動負債					
Q 固定負債					
R 負債合計 (R=P+Q)					
S 純資産合計 (S=O-R)					

## 売上高内訳

(単位： 円)

自動車解体業	事業概要	~	~	~	~	~
	(小計)					
その他事業						
	(小計)					
合計						

# 長期収支見積書

(個人用)

(単位： 円)

項目	期 間	～	～	～	～	～
A	売上高 (内訳は下記)					
B	売上原価					
C	売上利益 (C=A-B)					
D	その他収入					
E	その他経費					
F	差引利益 (F=C+D-E)					
G	各種引当金・準備金等繰戻額等					
H	各種引当金・準備金等繰入額等					
I	所得額 (I=F+G-H)					

## 売上高内訳

(単位： 円)

自動車 解体業	事業概要					
	(小計)					
その他事業						
	(小計)					
合計						

解体業変更届出書

年 月 日

三重県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

破碎業変更届出書

年 月 日

三重県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



## 解体業廃止届出書

年 月 日

三重県知事

あて

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた解体業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出します。

解体業を廃止した事業者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	1. 死亡 2. 法人の合併による消滅 3. 法人の破産による解散 4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由） 5. 個人経営の法人化による消滅 6. その他（ ） (該当するものを○で囲む)

備考

1：廃止の届出者は次のとおりとする。

1. 死亡（個人経営の場合）	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由）	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

2：様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

3：許可証を添付すること

破砕業廃止（一部廃止）届出書

年 月 日

三重県知事 へ

（郵便番号）

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃止（一部廃止）したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条の規定により準用する法第64条の規定により、次のとおり届け出します。

破砕業を廃止（一部廃止）した事業者	住所 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
廃止（一部廃止）する事業の範囲	
廃止（一部廃止）の理由	1. 死亡 2. 法人の合併による消滅 3. 法人の破産による解散 4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由） 5. 個人経営の法人化による消滅 6. その他（ ） （該当するものを○で囲む）

備考

1：廃止の届出者は次のとおりとする。

1. 死亡（個人経営の場合）	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由）	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

2：様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

3：許可証を添付すること

解体業・破砕業に関する申請・届出についての御相談は、

下記の区域を管轄する地域防災総合事務所又は地域活性化局

地域機関名 (申請・届出窓口)	管轄する区域	所在地	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室 環境課	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室 廃棄物対策課	菰野町、朝日町、 川越町、(※1)	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 環境課	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室 環境課	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室 環境課	松阪市、多気町、 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室 環境課	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628 - 2	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室 環境課	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室 環境課	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室 環境課	熊野市、御浜町、 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6937

又は、下記にお問い合わせ下さい。

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課  
 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
 TEL 059-224-2385 FAX 059-222-8136

(※1) 管轄する区域：四日市市について

平成20年4月1日から四日市市が保健所政令市に移行されたことに伴い、四日市市内における使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）に関する業務が、三重県から四日市市に移管されました。

四日市市内における、解体業・破砕業に関する申請・届出についての御相談は下記にお問い合わせください。

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所環境部生活環境課廃棄物対策室

TEL 059-354-4415

FAX 059-354-4412